

④ 歯科医療における初再診料等の評価の見直し

第1 基本的な考え方

歯科診療にかかる評価について、標準的な感染防止対策を日常的に講じることが必要となっていること、医療機関の職員や歯科技工所で従事する者の賃上げを実施すること等の観点から、初再診料や歯冠修復及び欠損補綴物の製作に係る項目について評価を見直す。

第2 具体的な内容

1. 初診料及び再診料を引き上げる。

改定案	現行
【初診料】 1 歯科初診料 <u>267点</u> 2 地域歯科診療支援病院歯科初診料 <u>291点</u> 【再診料】 1 歯科再診料 <u>58点</u> 2 地域歯科診療支援病院歯科再診料 <u>75点</u>	【初診料】 1 歯科初診料 <u>264点</u> 2 地域歯科診療支援病院歯科初診料 <u>288点</u> 【再診料】 1 歯科再診料 <u>56点</u> 2 地域歯科診療支援病院歯科再診料 <u>73点</u>

2. 歯冠修復及び欠損補綴物の製作に係る項目の評価を引き上げる。

改定案	現行
【支台築造（1歯につき）】 1 間接法 イ メタルコアを用いた場合 (1) 大臼歯 <u>181点</u> (2) 小臼歯及び前歯 <u>155点</u> ロ ファイバーポストを用いた場合 (1) 大臼歯 <u>211点</u> (2) 小臼歯及び前歯 <u>180点</u> 【金属歯冠修復（1個につき）】 1 インレー	【支台築造（1歯につき）】 1 間接法 イ メタルコアを用いた場合 (1) 大臼歯 <u>176点</u> (2) 小臼歯及び前歯 <u>150点</u> ロ ファイバーポストを用いた場合 (1) 大臼歯 <u>196点</u> (2) 小臼歯及び前歯 <u>170点</u> 【金属歯冠修復（1個につき）】 1 インレー

イ 単純なもの	<u>192点</u>	イ 単純なもの	<u>190点</u>
ロ 複雑なもの	<u>287点</u>	ロ 複雑なもの	<u>284点</u>
2 4分の3冠（前歯）	<u>372点</u>	2 4分の3冠（前歯）	<u>370点</u>
3 5分の4冠（小臼歯）	<u>312点</u>	3 5分の4冠（小臼歯）	<u>310点</u>
4 全部金属冠（小臼歯及び大臼歯）	<u>459点</u>	4 全部金属冠（小臼歯及び大臼歯）	<u>454点</u>
【根面被覆（1歯につき）】		【根面被覆（1歯につき）】	
1 根面板によるもの	<u>195点</u>	1 根面板によるもの	<u>190点</u>
【高強度硬質レジンブリッジ（1装置につき）】		【高強度硬質レジンブリッジ（1装置につき）】	
	<u>2,800点</u>		<u>2,600点</u>
【有床義歯】		【有床義歯】	
1 局部義歯（1床につき）		1 局部義歯（1床につき）	
イ 1歯から4歯まで	<u>624点</u>	イ 1歯から4歯まで	<u>594点</u>
ロ 5歯から8歯まで	<u>767点</u>	ロ 5歯から8歯まで	<u>732点</u>
ハ 9歯から11歯まで	<u>1,042点</u>	ハ 9歯から11歯まで	<u>972点</u>
ニ 12歯から14歯まで	<u>1,502点</u>	ニ 12歯から14歯まで	<u>1,402点</u>
2 総義歯（1顎につき）	<u>2,420点</u>	2 総義歯（1顎につき）	<u>2,184点</u>
【鑄造鉤（1個につき）】		【鑄造鉤（1個につき）】	
1 双子鉤	<u>260点</u>	1 双子鉤	<u>255点</u>
2 二腕鉤	<u>240点</u>	2 二腕鉤	<u>235点</u>
【線鉤（1個につき）】		【線鉤（1個につき）】	
1 双子鉤	<u>227点</u>	1 双子鉤	<u>224点</u>
2 二腕鉤（レストつき）	<u>159点</u>	2 二腕鉤（レストつき）	<u>156点</u>
3 レストのないもの	<u>134点</u>	3 レストのないもの	<u>132点</u>
【コンビネーション鉤（1個につき）】		【コンビネーション鉤（1個につき）】	
	<u>246点</u>		<u>236点</u>
【磁性アタッチメント（1個につき）】		【磁性アタッチメント（1個につき）】	
2 キーパー付き根面板を用いる場合	<u>550点</u>	2 キーパー付き根面板を用いる場合	<u>350点</u>